

基安安発 0405 第 1 号
令和 5 年 4 月 5 日

公益社団法人産業安全技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(契 印 省 略)

「可燃性粉体塗料用静電ハンドスプレー装置の安全要求事項および試験方法」に係る技術指針の周知について（依頼）

平素より安全行政に御理解と御協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。さて、静電粉体塗装は、さまざまな工業塗装用途で使用されており、その手法として、ハンドスプレーガン型の装置で噴霧した粉体塗料に、外部電極からのコロナ放電により電荷を付与する方法が多く採用されています。このようなハンドスプレーガン型の装置（以下「静電ハンドスプレー装置」といいます。）は、最大 80～100 k V 程度の高電圧を使用すること、可燃性粉体塗料を使用することなどにより、異常（着火性）静電気放電を引き起こし、火災・爆発に至る可能性が否定できないところです。また、可燃性粉体塗料用静電ハンドスプレー装置の着火に関する安全性を定量的に評価するための手段については、実験装置・方法、防爆規格などといった具体的事項が定められていなかったところです。

そのような状況を踏まえ、今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所は、別添「可燃性粉体塗料用静電ハンドスプレー装置の安全要求事項および試験方法に係る技術指針」（https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/tr/TR-50_2022.pdf）を公表しました。

つきましては、本指針を可燃性粉体塗料用静電ハンドスプレー装置の安全性、防爆性能などの確保のために御活用いただきたく、会員事業者等への周知に御協力くださいますようお願いいたします。